(ii) 取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
(iii) 事業の総数又は指定された数量単位によって表示された総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
(iv) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）
(v) 特定の分野において雇用され、又は企業が雇用する自然人であって、経済活動の実施に必要であり、かつ、直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(b) 他方の締約国の企業家が法定の事業体又は合弁企業を通じて経済活動を実施するに当たり、当該法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第八・八条　内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
3 1及び2の規定は、締約国が対象企業に関連して統計のための手続又は情報に関する要件を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続又は当該要件がこの条の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段とならないことを条件とする。

第八・九条　最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
3 1及び2の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものから得られる待遇による利益を他方の締約国の企業家及び対象企業に与えることを義務付けるものと解してはならない。
(a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは国際取決め
(b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であって、サービス貿易一般協定第七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書3に規定するものを定める現行の又は将来における措置
4 1及び2に規定する待遇には、他の国際協定に規定する投資家と国との間の紛争解決手続を含まない。
5 締約国が第三国との間で締結した他の国際協定の実体規定（注1）は、それ自体では、この条の規定に基づく待遇を構成しない。当該実体規定に関連する締約国の作為又は不作為は、待遇（注2）を構成し得るものであり、したがって、違反が当該実体規定のみを根拠として成立するものでない限りにおいて、この条の規定の違反となり得る。

注1　当該実体規定を国内法令に転換することのみでは、当該実体規定の国際法の規定としての位置付けに変更は生じず、したがって、当該実体規定へのこの5の規定の適用についても変更は生じない。
注2　他方の締約国の企業家又はその対象企業は、第三国の企業家によって設立された企業が比較が行われる時点において存在しない場合にも、当該待遇を受ける権利を有する。

第八・十条　経営幹部及び取締役会

締約国は、対象企業に対し、特定の国籍を有する個人を役員、理事又は取締役に任命することを要求してはならない。

第八・十一条　特定措置の履行要求の禁止

1 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。（注1、注2）

注1　2に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この1の規定の適用上、要求又は約束若しくは履行を構成しない。
注2　この1のいかなる規定も、英国が、ある者によって買収又は合併に関して自発的に行われた約束の履行を強制することを妨げるものではない。「自発的に行われた約束」とは、これが英国により買収又は合併の承認の条件として課され、又は要求されたものではないことを意味する。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。
(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること。
(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約（注1）又は将来におけるライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、これらのライセンス契約に直接的に介入するような方法でこの(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。（注2）

注1　この(l)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。
注2　この(l)の規定は、当該ライセンス契約が当該企業と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額
(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

2 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。
(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(d) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。